

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 2 年 9 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 9 月 1 4 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 1 号 洞爺湖町表彰条例に基づく同意について
- 日程第 3 報告第 3 号 健全化判断比率の報告について
報告第 4 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 4 報告第 5 号 株式会社グリーンスティ洞爺湖の運営状況の報告について
- 日程第 5 議案第 2 0 号 洞爺湖町生活館条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 2 1 号 洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 7 議案第 2 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 2 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第 2 4 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 2 5 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 9 議案第 2 6 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 0 議案第 2 7 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 1 認定第 1 号 令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認定第 2 号 令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認定第 3 号 令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第 4 号 令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認定第 5 号 令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認定第 6 号 令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
認定第 7 号 令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 11 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	越 前 谷	邦 夫 君	2 番	大 久 保	富 士 子 君
3 番	篠 原	功 君	4 番	大 屋	治 君
5 番	立 野	広 志 君	6 番	五 十 嵐	篤 雄 君
7 番	千 葉	薫 君	8 番	今 野	幸 子 君
9 番	下 道	英 明 君	1 0 番	石 川	邦 子 君
1 1 番	板 垣	正 人 君	1 2 番	大 西	智 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	遠 藤 秀 男 君
総務部長	佐 野 大 次 君	経済部長	若 木 渉 君
経 済 部 与 参	武 川 正 人 君	洞爺総合支所長	高 橋 秀 明 君
総務課長	高 橋 謙 介 君	危機管理室 長	仙 波 貴 樹 君
税務財政課 長	藤 岡 孝 弘 君	住民課長	後 藤 和 郎 君
健康福祉課 長	高 橋 憲 史 君	健康福祉センター長	金 子 信 之 君
観光振興課 長	田 仁 孝 志 君	産業振興課 長	田 所 昭 博 君
新型コロナウイルス特別対策室長	佐 藤 融 君	環境課長	原 信 也 君
上下水道課 長	篠 原 哲 也 君	庶務課長	兼 村 憲 三 君
農業振興課 長	片 岸 昭 弘 君	会 計 者 管 理 者	杉 上 繁 雄 君
教 育 長	皆 見 亨 君	管理課長	末 永 弘 幸 君

社会教育課 角 田 隆 志 君 代表監査員 山 口 芳 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志 書記 阿 部 は る か

庶務係 木 村 暁 美

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、9 番、下道議員、10 番、石川議員を指名いたします。

◎同意第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第 2、同意第 1 号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書 1 ページでございます。

同意第 1 号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてでございます。

洞爺湖町表彰条例第 3 条の規定により、下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求めるものでございます。

今年度の功労表彰につきましては、対象者 4 名でございます。

まずお一人目、洞爺湖町月浦131番地 2、岡崎進氏、昭和12年 1 月23日のお生まれでございます。次に、洞爺湖町入江175番地21、板谷川団地 3 号棟203号室、川人健一氏、昭和16年 1 月20日のお生まれでございます。次に、洞爺湖町高砂町37番地41、和田貢氏、昭和33年12 月 9 日お生まれでございます。次に、洞爺湖町川東 6 番地 5、大西俊則氏、昭和35年 3 月 3 日のお生まれでございます。

各氏の功績等の概要につきましては、議案説明資料 1 ページ、2 ページをご覧いただきたいと思います。

資料 1 ページでございます。

岡崎進氏でございますけれども、昭和45年の月浦獅子舞保存会発足以来、獅子舞の保存伝承に尽力され、平成 2 年からは保存会事務局長及び監事として30年の長きにわたり地域行事における獅子舞奉納などの保存会活動に積極的に参画し、地域文化の振興発展に貢献をされたものでございます。

続きまして、川人健一氏でございます。同じく昭和45年の月浦獅子舞保存会発足以来、獅子舞の保存伝承に尽力され、平成 2 年からは保存会会長等の役員として30年の長きにわたり

地域行事における獅子舞奉納などの保存会活動に積極的に参画し、地域文化の振興発展に貢献をされたものでございます。

続きまして、和田貢氏でございます。昭和63年から令和元年までの31年余の長きにわたり、虻田消防団及び洞爺湖消防団員として住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

2 ページでございます。

大西俊則氏でございます。昭和60年から令和2年までの35年余の長きにわたり、洞爺消防団及び洞爺湖消防団員として住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

なお、功労表彰のほかに貢献表彰、善行表彰、特別表彰の合計で162の個人、団体が対象となっております。別紙の被表彰者名簿がございますので、ご参照いただければと思います。

以上、ご提案を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。確認程度の質疑としたいと思いますが、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りをいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第1号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、同意第1号洞爺湖町表彰条例に基づく同意については、同意することに決定いたしました。

◎報告第3号及び報告第4号の一括上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第3、報告第3号健全化判断比率の報告について及び報告第4号資金不足比率の報告についてを一括して議題といたします。

一括して報告を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） それでは、報告第3及び報告第4号を一括してご報告申し上げます。

2 ページでございます。

報告第 3 号健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

3 ページになります。

健全化判断比率の状況（令和元年度）でございます。

実質赤字比率、それから連結実質赤字比率につきましては発生をしてございません。実質公債費比率が10.2%、将来負担比率が49.7%となっております。

いずれも早期健全化基準を下回っているところでございます。

続きまして、4 ページでございます。

報告第 4 号資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

5 ページでございます。資金不足比率の状況（令和元年度）でございます。

水道事業会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、いずれも資金不足比率は発生をしてございません。

別冊として監査委員の意見書を付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、報告を申し上げます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 3 号健全化判断比率の報告について及び報告第 4 号資金不足比率の報告についてを終わります。

◎報告第 5 号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第 4、報告第 5 号株式会社グリーンステイ洞爺湖の運営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書 6 ページでございます。

報告第 5 号株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告についてでございます。

株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況を地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものでございます。

7 ページでございます。第30期の事業報告、期間につきましては、平成31年4月1日から令和2年3月31日となっております。

8 ページ、9 ページが会社の概要になりますが、ここでは省略させていただきたいと思っております。

10ページ、11ページになりますが、事業の概要でございます。

グリーンステイの主な事業につきましては、キャンプ場経営でございますけれども、昨年度前期は、4月25日にオープンし、10月31日までの190日間営業してございます。ちょっと途中省略いたします。下のほうに行きまして、キャンプ場の年間利用者数は、過去5年間で最高となる1万5,076人、前年比115.4%、約2,000人の増という状況になってございます。

次のページに直近5か年の利用状況がございますので、ご参照いただきたいと思います。

経営面におきましては、令和元年度の売上総利益は2,599万4,000円、販売費及び一般管理費などの経費は2,174万3,000円で、単年度で425万1,000円の黒字となっておりますが、原価償却費が427万3,000円、営業外収益・費用を加算した当期決算における経常利益は7万4,000円となったところでございます。

決算状況ではございませんけれども、令和2年度につきましては、キャンプ場の開設は新型コロナウイルスの感染症に伴う自粛要請等により、6月1日から営業しているという状況でございます。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年3月31日現在の貸借対照表でございます。左側が資産の部、右側が負債と純資産の部となっております。

まず、左側の資産の部でございますが、流動資産で現金、預金、商品、前払費用の合計で6,083万3,331円となっております。固定資産でございますが、有形固定資産が建物から車両運搬具まで、合わせまして3,279万7,058円、無形の固定資産でございますが、借地権3,351万8,500円となっております。投資その他の資産で、出資金と預託金を合わせまして5万3,080円、資産の部合計が1億2,720万1,969円となっております。

右側の負債の部でございます。流動負債が、預り金と未払消費税で58万1,820円、それから純資産の部でございますが、資本金が1億4,950万円、利益剰余金としまして、繰越利益剰余金が三角の2,287万9,851円となっております。これによりまして、純資産の部の合計が1億2,662万149円、負債と純資産を合わせたものが1億2,720万1,969円となっているところでございます。

続きまして、15ページでございます。

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの損益計算書でございます。

純売上高につきましては、キャンプ利用料収入からごみ処理手数料まで、合わせまして2,761万3,331円、売上原価につきましては、期首の棚卸高、それから商品仕入高、それに期末の棚卸高を合わせまして161万8,846円、売上総利益が2,599万4,485円となっております。販売費及び一般管理費でございますが、2,601万6,044円、営業損失が2万1,559円となつてご

ざいます。それから、営業外収益でございますが、受取利息及び雑収入で9万6,309円、差し引きいたしまして、計上利益が7万4,750円となり、同額が当期の純利益となっているところでございます。

10ページ以降、説明は省略させていただきたいと思います。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号株式会社グリーンステイ洞爺湖の運営状況の報告についてを終わります。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第20号洞爺湖町生活館条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書18ページでございます。

議案第20号洞爺湖町生活館条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町生活館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料3から4ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。と思っております。

資料3ページになります。

まず、第2条の名称及び位置でございますが、これまでの本町生活館を洞爺湖町アイヌ民族共生拠点施設「ウトウラノ」というものに改めさせていただきます。「ウトウラノ」につきましては、先般、町内の小中学生及び虻田高校生の協力を得まして決定させていただいたものでございます。この言葉につきましては、アイヌ語で「共に、一緒に」という意味でございます。

次に、第3条として、事業を追加いたします。生活館は、第1条の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行うとしてございます。これまでの生活館条例には、事業に関する条項がございませんでした。これを機に、事業内容を明記することとし、第1号のアイヌ民族の文化伝承に関する事業、第2号の生活相談及び生活改善指導事業、第3号の社会福祉事業、第4号の教育に関する事業、第5号のアイヌ団体の育成に関する事業、第6号の生活文化及び社会福祉に関する活動の場を提供する事業、第7号としまして地域住民の集会及び会合、第8号としましてその他町長が特に必要と認める事業という形で定めるものでございます。

続きまして、資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

別表につきまして、「第4条関係」を「別表第5条関係」に改めます。また、「集会室」を利用区分としまして、「アイヌ研修室1・2、交流ホール、会議室1・2」というふうに改めるものでございます。利用料につきましては、変更ございません。また、これまでありました研修室の金額設定については、削除するものでございます。

議案書18ページに戻っていただきます。

附則でございます。令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） おはようございます。

ちょっと確認なのですが、別表の料金の関係なのですけれども、部屋は結構あるわけですが、全て同じ金額にしているということなのですが、広さ等図面を前に見せていただいたときには若干違っていたりするのですが、今回研修室がなくなって、全て同一の金額設定の全ての部屋がそういうことになっていると。この辺がどういう根拠なのか、部屋のスペースとか、そういったものによって金額が違ってこないのはなぜなのかというところをちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの部屋の使用料に関するご質問でございます。

こちらにつきましては、平成19年に洞爺湖町で基本を定めてございます使用料、手数料の設定における基本方針がございます。これになぞらえまして使用料の原価、これは人件費プラス物件費を総面積掛ける年間使用可能時間で割返し、さらに貸出しの面積掛ける貸出時間というような形でのまず使用料の原価の設定がございます。これにさらには事務手数料、1分当たりの人件費掛ける処理時間プラス物件費用を年間処理件数で割返したものの。これらのものを算定いたしまして合計をしたものという形の中で設定がございます。これに部屋の面積を合わせたもので試算をいたしますと、従来の金額と大きく変わるものではなかったということから、そのまま従来型の料金を設定させていただいたという経緯でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 随分詳しい計算をしているのでしょうか。

それともう一つ、通常、ほかの集会所などであれば、冬期は冬期料金として暖房費なども含まれるのですが、例えばこの料金設定でいくと、暖房費についての料金設定がないのですが。

そう考えると、今までの生活館であれば狭い部屋で350円から950円の幅があったのですが、今回は全て、午前午後で金額それぞれありますけれども、一番高い金額が1,000円、あるいは1日借りれば3,200円と、結構な料金ですよ。どちらかというと割高になっているのか

なという気がするのですよ。

冬期料金と、それから、やはり使いやすく、地域の住民が自治会として使う分は、それは料金は徴収しないのかもしれませんが、例えばサークル等についていえば、使用料の半分だったかな、社協などで入っている場合は減額してというような話もあるのですが、いずれにしても料金的にちょっと高いなという気がするのですけれども、その辺の検討はどうされたのですか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの質問でございます。

まず、暖房料の件がございましたけれども、こちらにつきましては、条例施行規則の中で、また別に定めがございますので、そちらのほうでまず設定をさせていただいているというのが一つでございます。

それから、今回、条例の一部の改正をさせていただきましたが、使用料のいわゆる減免規定についても、こちらで条例の施行規則の中で定めがございますけれども、この取扱いについても前回と一切変わるものではございませんので、従来型の形の中でのご使用をいただく場合につきましては、当然のことながら2分の1、あるいは全額といったような軽減の規定につきましても、変わるところはございませんのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号洞爺湖町生活館条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号洞爺湖町生活館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第21号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書19ページでございます。

議案第21号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてでございます。

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

過疎地域自立促進市町村計画の変更でございます。

今回の過疎計画の変更につきましては、過疎地域と自立活性化推進交付金の交付決定を受けまして、6月に補正予算を計上させていただき実施してございます。関係人口創出事業の追加による変更でございます。

なお、年度ごとの概算事業費につきましては、議案説明資料の5ページに記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思いますのでございます。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号から議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） それでは、議案第22号、議案第23号及び議案第24号を一括して提案

をさせていただきます。

まず、21ページでございます。

議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更するものでございます。

この改正につきましては、令和元年7月31日付で札幌広域圏組合が新たな広域連携の移行に伴い解散し、また令和2年3月31日付で山越郡衛生処理組合が経費の節減及び効率化を図るため解散してございます。さらには、令和2年9月30日付で奈井江浦臼町学校給食組合が給食調理等の業務委託を行うことにより解散することに伴う改正でございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

資料の6ページでございます。新旧対照表がでございます。

別表1の石狩振興局の項中、構成団体数を「12」から「11」に改めます。さらに「札幌広域圏組合」を削るものでございます。また、同表の渡島総合振興局の項中、構成団体を「16」から「15」に改めます。「山越郡衛生処理組合」を削除するものでございます。同表の空知総合振興局の項中、構成団体数を「32」から「31」に改め、「奈井江浦臼町学校給食組合」を削除するものでございます。

別表2でございますけれども、9の項中、「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」、「奈井江浦臼町学校給食組合」を削除するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書22ページでございます。

議案第23号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更でございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のように変更するものでございます。

この改正につきましては、議案第22号と同様に、該当する3組合を削除するものでございます。

議案説明資料7ページをお開きいただきたいと思います。

別表第1中、「山越郡衛生処理組合」、「奈井江浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削るものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

続きまして23ページ、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のように変更するものでございます。

この改正につきましても、前2議案と同様の理由により、該当する組合を削除するもので

ございます。

議案説明資料 8 ページでございます。

2 表、別表（2）の一部事務組合及び広域連合の表、渡島管内の項中、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知管内の項中、「奈井江浦臼町学校給食組合」を削るものでございます。

なお、札幌広域圏組合につきましては、北海道市町村職員退職手当組合には加盟してございません。

議案書23ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、一括してご提案を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず初めに、議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを討論いたします。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを討論いたします。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第25号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書24ページでございます。

議案第25号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

第1条として、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ1億255万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ89億6,782万5,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正でございます。地方債の変更につきましては、事項別明細書の中でご説明させていただきます。

それでは、事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

4ページ、5ページでございます。

まず、歳入でございます。

11款1項1目の地方交付税でございます。2億1,589万8,000円の増額でございます。交付税額の確定に伴い補正するものでございます。

続きまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。295万5,000円の増でございます。これにつきましては、戸籍システム改修費補助金でございます。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時補助金でございます。6,964万8,000円の

増額補正でございます。この臨時交付金の交付決定額第1次、第2次としまして3億6,708万7,000円の決定をいただいております。その一部を補正するものでございます。この補正によりまして、これまでの予算計上済が3億4,952万6,000円となるところでございます。交付金上限までは残り1,756万1,000円となるところでございます。

続きまして、16款道支出金、2項道補助金、2目衛生費道補助金でございます。34万8,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（介護分）となっております。地域包括支援センターの感染予防等事業に対する補助金でございます。

3目の農林水産業費道補助金1,688万円の増でございます。畑作構造転換事業補助金でございます。補助金の確定に伴うものでございます。

8目の商工費道補助金でございます。147万4,000円の増でございます。一つが、北海道消費者行政推進事業補助金としまして、悪質商法等対策の啓発費に係る補助金でございます。もう一つが、空き家対策総合支援事業補助金でございます。薬師の湯ポケットパーク整備関連の補助金でございます。

続きまして、18款1項寄附金、1目の一般寄付金でございます。100万円の増額でございます。洞爺ライオンズクラブ様から新型コロナ対策にということで100万円を受領してございます。

19款1項1目の繰入金でございます。2億630万円の減額補正でございます。一つが財政調整基金繰入金でございます。2億円を減額するものでございます。公共施設等整備基金繰入金を630万円減額で、これにつきましては、洞爺中学校の体育館のつり天井実施設計等の中止に伴うものでございます。

続きまして、6ページ、7ページでございます。

21款諸収入、5項雑入、3目雑入でございます。15万円の減額でございます。健診と受診料としまして、脳ドック中止に伴う自己負担額の減でございます。

22款町債、1項町債、8目臨時財政対策債でございます。80万6,000円の増でございます。額の確定に伴う増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、5目電子計算管理費でございます。330万円の増額でございます。これにつきましては、広域連合移行コンサル業務委託料でございます。総合行政システム等の西いぶり広域連合への移行を計画してございます。これに係るコンサルティング委託費用でございます。

7目の財政会計管理費でございます。16万円の増額でございます。償還金でございます。障害者自立支援給付審査支払システム改修の精算に係る返還金でございます。

続きまして、3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。295万5,000円の増額でございます。電算システム改修委託料でございますが、デジタル手続法に伴うマイナンバーカード

システム及び住基システムの改修を行うものでございます。全額、国の補助金によるものでございます。

4 款衛生費、1 項保険衛生費、2 目予防費でございます。40万円の減額でございます。脳ドック健診委託料でございまして、中止に伴う減額でございます。

2 項 1 目の環境衛生費でございます。322万3,000円の増額でございます。葬祭場管理運営事業工事請負費でございますが、虻田火葬場の屋根雨漏りがございまして、それを一部改修するものでございます。

続きまして、6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業管理費1,688万円の増額でございます。畑作構造転換事業補助金でございまして、小豆の密植面積の拡大、また、てん菜の風害軽減等導入面積に対する補助金でございます。これにつきましては、農協を経由して行うもので、全額、道補助金となっているところでございます。

続きまして、4 目の畜産振興費でございます。8 万2,000円の減額でございます。家畜共進会、養豚共励会事業が中止になることによる減額でございます。

続きまして、10ページ、11ページでございます。

3 項水産業費、1 目水産業振興費でございます。163万5,000円の増額でございます。ホタテ稚貝購入事業補助金でございます。近年、ホタテ稚貝のへい死が多くなっており、経営の安定化に向けまして興部町の沙留漁協の協力を得まして、稚貝を譲り受ける事業への補助でございます。ホタテ業家20戸が購入予定でございまして、購入額の2分の1をいぶり噴火湾漁業協同組合へ補助するものでございます。

続きまして、7 款 1 項商工費、1 目商工振興費でございます。15万4,000円の増でございます。消耗品15万4,000円となつてございますが、悪質商法防犯啓発グッズ、マグネットシート等でございますが、これらを購入して、老人クラブ等を通しまして配布させていただき、啓発を図るものでございます。

続きまして、2 項観光費、2 目観光施設管理費でございます。1,106万1,000円の増でございます。三つの事業がございますが、一つが足湯・手湯管理事業、これにつきましては、薬師の湯のポケットパークの整備でございまして、隣接地の土地建物を購入して整備するものでございます。工事請負費につきましては、建物の解体と併せまして、公園整備費用として606万1,000円を見込んでございます。また、公有財産購入費でございますが、建物及び土地の購入を200万円で計上しているところでございます。これらの平面図等がございます。参考資料としまして補正予算資料がございますので、後ほど見ていただければなと思ってございます。

続きまして、洞爺湖文化センター管理運営事業でございます。これにつきましては、音響設備の更新事業でございますが、当初工事請負費で見ていたものの同額を備品購入費へ節の変更を行うものでございます。内容等精査していく中で、事業内容のほとんどが設備備品の購入となることから、節の変更を行うものでございます。

続きまして、洞爺湖町月浦運動公園管理運営事業でございます。公有財産購入費として

300万円の計上でございます。月浦運動公園の隣接地1万2,264平米を購入し、駐車場等に活用するものでございます。この図面につきましても、予算資料のほうに参考資料がござい
ますので、ご覧いただきたいなと思います。

続きまして、3目ジオパーク推進費でございます。79万1,000円の減額でございます。普通旅費から会議負担金まで減額するものでございますが、全国大会等の中止及び一部事業費の補助事業への振替等に伴う減額でございます。

続きまして、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費でございます。156万7,000円の増でございます。修繕料となつてございますが、洞爺地区の市街地の街路灯4基の改修にかかる費用でございます。

続きまして、12ページ、13ページでございます。

5項の都市計画費、1目の都市計画管理費でございます。403万7,000円の増となつてございます。都市公園長寿命化対策となつてございますが、工事請負費でございます。旧洞爺湖温泉中学校下の道道洞爺湖登別線に横断歩道を整備する計画がござい
ます。その横断歩道の地点から、有珠山噴火記念公園内に通路を整備するものでございます。これにつきましても、補正予算資料に位置図等が書いてございますので、参考にしていただければなと思います。

続きまして、10款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費でございます。638万9,000円の減額でございます。夏休みは長期休業でございますが、短縮されたことに伴い、期間中に予定してございました工事等ができなくなったことから、事業を中止するものでございます。実施設計業務委託料につきましては、洞爺中学校の体育館のつり天井につきまして、解体する実施設計を予定してございましたが、これを減額するものでございます。工事請負費につきましては、虻田中学校の外壁を修繕する予定でございましたが、これも中止とするもので
ございます。

続きまして、13款1項1目の予備費でございます。563万8,000円の減額でございます。財源調整によるものでございます。

続きまして、14款1項新型コロナウイルス感染症対策費、2目の衛生対策費でございます。2,587万5,000円の増額でございます。一つとしまして、予防対策事業でございます。備品購入費等23万9,000円が出てございますけれども、包括支援センター感染防止環境整備ということで、パーティション等を整備するものでございます。

それから、児童生徒感染症予防対策事業2,260万4,000円でございます。これにつきましては、各小中学校、学童保育、読書の家等の感染予防対策の実施をするものでございます。消耗品でございますが8万2,000円につきましては、自動手指消毒器、それからソープディスペンサーを購入するものでございます。備品購入費につきましては、空間除菌清浄器60台を購入するものでございます。

その下、幼児感染症予防対策事業でございます。303万2,000円の計上でございますが、町内保育所の感染予防対策を行うものでございます。消耗品につきましては、自動手指消毒器、ソープディスペンサーでございます。20万7,000円です。それから備品購入費282万5,000円

につきましては、空気清浄タワーファンが17台、それから空間除菌清浄器が4台となっていて、ところでございます。

続きまして、3目の経済対策費でございます。3,273万6,000円の増額でございます。観光支援対策でございまして、冬期宿泊割引事業補助金でございます。宿泊助成券1,000円を3万枚発行するものでございます。11月以降の収穫対策事業としまして、1月末まで実施するものでございます。広告等の事務費を含めまして、洞爺湖温泉観光協会事業として補償するものでございます。

続きまして、14ページ、15ページでございます。

4目の防災対策費でございます。1,227万6,000円の増額。避難所等の感染防止対策を踏まえまして、備品等を整備するものでございます。消耗品につきましては、パーティション600台を予定し、363万円を計上してございます。備品購入費につきましては、段ボールベッドが600台、更衣用テントが80台で864万6,000円の計上でございます。これらの数量につきましては、町内公共施設で備蓄可能な数量として今回整備させていただきたいと思っております。

以上、提案を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここで、休憩といたします。質疑は、休憩後にしたいと思います。

再開を11時5分といたします。

（午前11時53分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前11時05分）

○議長（大西 智君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点は、9ページの農業管理事業の畑作構造転換事業補助金ということで、これは同額、道から補助金をいただいていることなのですが、小豆、てん菜の云々という説明があったのですが、もう少し細かくご説明をしていただきたいと思います。

小豆、てん菜というのは、小豆とビートで多分いいのだと思いますが、そういったほうが分かりいいのですが、私もちょっと調べてみたら、輪作による弊害を防止するために平成30年か31年ぐらいから、令和元年なのではないでしょうか、取り組んでいる事業だというふうに調べたらありましたし、メニューも4項目ほど、省力化の機械とか、新技術とか、用途転換とか、種子用バレイショ生産力のとかとございまして、2分の1の補助率だということまでは分かったのですが、具体的にどういうことをしているのかということについて、もう少し詳

しくご説明をしていただきたいのが1点です。

それから、もう1点は、11ページの洞爺地区道路橋梁保守事業で、市街地の街灯4基の修繕ということですが、実は前任の支所長時代から、私も地域の方に言われて、電気がつかないということをお願いをしていた案件なので、下手したらほぼ1年近くかかっているのではないかなと思うのですが、部品がなかったのか予算がなかったのか知りませんが、遅れたのがなぜなのか教えていただきたいことと、実は湖側の街灯と山側の街灯と、暗くなるとオートで電気がつく部分と、あとは季節によって時間設定をしなければならない2系統になっているようなことも聞いているのですが、その辺も改善できないのか、そのこともご存じなのかどうかも含めて、このことについて伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） ご質問の畑作構造転換事業補助金の詳しいご説明ということで答弁させていただきます。

事業の概要でございますが、畑作営農の大規模化に伴います労働力不足が発生している中、地域の基幹作物でありますバレイショやてん菜の作付面積が減少し、輪作体系が乱れるということによる連作障害のリスクを頻繁する気候災害リスクの拡大等畑作産地の直面する様々な課題への対応力を強化し、持続可能な畑作産地への構造転換を図ることを目的としている事業でございます。

議員おっしゃるとおり、メニューは四つほどございますが、当地で実施する事業は2項目ございまして、まず、昨年も実施しておりました輪作体験の適性化に向けた取組の豆類の関係の事業でございます。豆類の狭畦（密植）栽培の実施をすることによりまして、当地では小豆でございます。10アール当たり4,200円が定額で支給される事業でございます。豆類の導入によりまして輪作体験の適正化を目的にしまして、小豆の作付面積拡大と併せて、狭畦（密植）栽培を導入し、省力栽培に取り組む場合のかかり増し経費の部分について支援をする事業でございます。

二つ目でございます。これは、今年度から新規に取り組む事業ということでございまして、気候災害リスク等を軽減技術導入事業と言いまして、てん菜（ビート）の風害・湿害軽減技術導入をする事業でございまして、補助率定額で10アール当たり3,000円支給される事業でございます。ビートの成育に大きな影響を与えます風害や湿害を軽減するための取組を行うため、追加的に必要となる経費に対する支援を行うという事業です。播種後の畝前の盛り土形成や鎮圧ローラーにより風害の軽減を行うことによりまして、この事業の交付を受けるということでございます。議員おっしゃるとおり、北海道の内示がございまして、間接補助ということになりますので、歳入歳出同額の補正予算をさせていただいているところでございます。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） 街路灯のご質問でございます。

この間、なかなか遅いというようなご指摘で大変申し訳ございませんでした。あそこの道

道メインストリートの部分のところに設置してあります街路灯なのですけれども、そのうち、道の所管も含めて全部で23か所あるのですが、そのうち今回4か所が実は切れていたということで、こちらに関しましては、実は対応的には、まず既存の予算においては半分を先に直しているということで、全体的には4基分ということを経年補正予算で組まさせていただいておりますけれども、ただ、なぜかということで、一つのものの自体が、実は今回取替えましたのはLEDのほうに直してございます。ただこちらの街路灯は、もともとのメタルハイドライドランプという水銀とハロゲンの放電による発光用の電気なのですが、こちらの安定器が実は既にもう製造されていないということもありまして、なおかつ、この形状に合った形で今回設置をしなければならないということもありまして、時間もかかり、なおかつ一つのものを加工する部分で金額が結構取られるということで聞いてございましたので、その分で、今回まとめてやるというような形で、今回これだけの時間と金額がかかったということでございます。

それからもう一つ、すみません。電気の季節によって、また時間によってというところでございますけれども、季節の調整ができるような話を私のほうも聞いてはいるのですけれども、それが山側、湖側、全て把握しているわけではございませんが、例えば時間を設定して、そこら辺を季節ごとに応じて早くしたり遅くしたりということが可能なかどうか、ちょっと改めてそこは確認をして、できればその時間帯、暗くなる頃に合わせて早めに電気をつけたりというような設置の調整が可能かどうか含めて、すぐに対応したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 農業管理事業のほうはいいのですが、今の街路灯のことですが、部品がなかなかないというのちょっと聞いていたので、遅くなったのだなということで、今説明を受けて理解したのですが、これが、私がはっきりこうだという意味ではないのですが、要するに、暗さを自動感知してつくものと、手動で時間を設定しなければだめな2系統あるということを聞いたので、それであればおかしなことで、暗さで感知して自動でつけば、季節ごとに職員が行って時間を設定したりする必要がないのになと、ちょっと無駄だなと思っていたので質問したので、それはしっかりもう一回確認しておいてください。

答弁は結構です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 3点ほど、確認というか質疑というか、したいと思います。

まず、9ページの衛生費のところの脳ドック健診受託事業が今年中止になったということで、まず中止になった理由は分かってはいるのですけれども、例えばこれで今年受けようと思っていた町民の方がいて、それで今年、急に中止になって困ったなとか、そういうようなクレームとか、町に対してそういう人がいたかないか確認と、それと来年以降は

どうするのか。こういう健診というのは大事な部分なので、続けていくと思いますけれども、その辺の確認をまず一つしたいと思います。

もう一つは、11ページの農林水産事業費で、ホタテ稚貝購入事業補助金というのが163万5,000円ありまして、これが20戸というお話をしましたが、まだほかにホタテ事業をやっている方がいると思うのですけれども、その方々はどうされているのかということを確認したいと思います。

もう一つは13ページ、教育費の中学校管理事業の中で、洞爺中学校、虻田中学校の場面が、夏休みが短くてできなかったという話を聞きました。今年せつかく予算をつけたので、本当は早急にやるべきだと思うのですけれども、この辺は今後どうするのか。来年やるのか、今年の冬休み頃にするのかとか、いろいろあると思いますけれども、この辺の確認をしたいと思います。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） まず、脳ドックの中止のご質問についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、健診センターのほうから、今年度については完全事業の中止ということで申出がありまして、9月の予定をしておりました健診ができなくなったためということになります。議員おっしゃるとおり、大切な健診の機会という場でもございますので、希望されていた方々につきましては、優先して、例えば次年度ですとか次期の機会にという形で、内部でもご本人のご意向を確認させていただきながら、調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 田所産業振興課長。

○産業振興課長（田所昭博君） ホタテ稚貝購入事業でございますが、25件中20件と。5件については、地元の自賄いで、何とか経営規模に合わせて経費をかけないようにということで、ある程度地元調整できる部分で何とか5件については規模に合わせて購入しなくても頑張っ

てやりたいということで、20件につきましては、いろいろ稚貝も自賄いで調整はするのですけれども、やはり足りない部分というのが出てきましたので、これについて補助をするものでございます。

○議長（大西 智君） 末永管理課長。

○管理課長（末永弘幸君） 虻田中学校の外壁の修繕の工事なのですけれども、これは議員おっしゃいますように、やはりせつかく予算がついたということで私も考えたのですけれども、夏期休暇が当然短くなったことによりまして、工事期間が1か月ほどかかるということでございます。昨年度、令和元年度なのですけれども、3年生教室のほうを実施してございまして、この件につきましても関連して今年度2年生教室の外壁の修繕ということで予定はしていたのですけれども、やはり騒音の関係がございまして、夏期休暇以外の授業をしている最中にもというふうに考えたのですけれども、やはり騒音が授業の妨げになるおそれ

があるということで、今年度については減額の補正の承認をいただきまして、来年度に向けて実施について検討していきたいと現在のところ考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 大体分かりました。

一番最初の脳ドックの件ですけれども、一応来年はやるという方向で思っていて、また募集もするというので、確認したいと思います。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまおっしゃっていただいたとおり、来年はやる予定で調整等を行わせていただく予定であります。

○議長（大西 智君） ほかに質疑ございますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） ちょっと何点かお聞きしたいと思うのですが、先ほど、農業振興の関係で6番議員が質問されていましたが、実は私も同じようなことを聞こうと思っていたのですが、その中で特に、こういうふうに議会で事業の補助や計画が出されるときに、副町長の説明だけではなくて、やっぱり必要な資料をちゃんと添付していただきたいと。特に農業関係も漁業もそうですが、それぞれ専門的な用語とか、あるいは道や国等の補助の制度など含めて、それを受けて事業をやる人が多いのですが、それにも増して、やっぱり議会でしっかりと審議するためには、事前にそういった資料も議会に提出していただきながら、私たちもしっかり勉強しながら取り組んでいかなければいけないと思っています。

ですから、これは、最初に要望といいますか、苦言なのですが、この間ちょっと議会にいろいろ提案されるときに資料があまりにも少な過ぎるなという気がします。ですから、その点ではぜひ附属資料等含めて、もうちょっと事務方や町長としても、議会に提案する際に注意していただきたい。できるだけ分かりやすい資料、制度の内容を含めて分かりやすい資料を出していただきたいなと思っています。

それで、それと併せて、今回ちょっと聞きたいのは、今、工事の中止の話がありました。洞爺中学校つり天井、それから虻田中学校の外壁工事、工事期間がおおむね1か月ぐらいかかるから、どうしても授業の妨げになるという話なのですが、この工事というのは、来年度も果たしてコロナがどうなっているか分からないわけですね。

そういう中で、しかし、つり天井や外壁の工事というのは経年劣化が進むわけですし、その関係で、最低いつ頃までにこれを改修しなければならないのか。そういう計画を立てながら、今年度できないから来年度というふうにしているのか、それとも、その辺の計画はないけれども、取りあえずということなのか、ちょっと分からないので、それを一つお聞きしたいのと。

それから、13ページの最後に、経済対策が出ていますよね。この中で、当初説明していた中身と若干変わったのですが、それはいいのですが、実は観光協会に事業委託をする

という話を以前からしていますよね。ちょっとお聞きしたいのですが、今現在観光協会が町のこういったコロナ対策で受託している事業の件数はどのくらいあるのか。

聞くところによると、観光協会自体も、これを受託して進めていくというのは、コロナ対策は必要ですよ、そして観光協会に委託するというのは、それは町としては簡単なことという怒られるかもしれませんが、観光協会自身が人手不足で、今、人を募集しているという話も聞いています。なかなかそういう必要な人手が確保できないでいるようなことも聞きました。

協会に委託するのはいいのですけれども、受ける側の体制がしっかりとできるように支援することも大事ではないのかなと。そうすると、事務費などはそういった新たな臨時雇用を含めた費用を兼ねているのかどうか、含めているのかどうかも含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 議会の説明資料の関係でございます。

今回の事業説明につきましては、常任委員会で説明等もしていなかった部分もございますので、今後、事前の常任委員会の説明も含めまして、議会の資料作成については、しっかり分かりやすい資料作りに努めてまいりたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永管理課長。

○管理課長（末永弘幸君） 中学校の修繕の件なのですけれども、先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、やはり検討した結果、騒音の関係がやはり気になるということで、今回見合をさせていただきたいということで減額補正の提案をさせていただきますけれども、来年度以降、コロナウイルスの関係がどのような形で推移するのか現在のところ見通しが立っていない状況ではありますけれども、生徒の安全確保に向けて検討したいというふうに考えてございます。

それと、洞爺中学校の改修の部分なのですけれども、これにつきましては、今年度、実施設計を予定していたのですけれども、内容を確認したところ、まず点検業務を先に行った上で、つり天井の構造ですとか、体育館の備えつけだとか、落下防止にどのような対策をしたほうがいいのかという内容を確認した上で実施設計に移るということが、道教委のほうに確認したら分かったものですから、今回、減額をさせていただいて、来年度、令和3年度の当初予算の計上に向けて今検討しているというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 観光支援対策事業でございます。

冬期宿泊割引券事業の補助金でございますが、今回は洞爺湖温泉観光協会のほうへ補助金を出すということで計上してございますが、これまでコロナの経済対策事業では、観光協会のほうには宿泊券・商品券発行事業を観光協会事業として補助金を出したところでございます。ただ、これにつきましては8月末で事業は実施終了してございまして、現在は、生産の

ほうを行っていただいている状況でございます。

なお、観光協会事業にするに当たっては、観光協会の事務局とも調整を行って上での中身となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 申し訳ございません。

一つ言い忘れました。事務費、今回は273万円ほど見込んでございます。その中に1人分の人件費も見ているところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第26号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書27ページでございます。

議案第26号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条で、歳入歳出予算の補正を記載してございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ78万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ8億574万1,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。

事項別明細書、4ページ、5ページをお開きください。

まず歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目受益者負担金でございます。78万3,000円の増額でございます。現年度賦課分となつてございますが、5 年分で頂く受益者負担金につきまして、一括納入の申出がございまして、その分を増とするものでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページでございます。

歳出でございます。

1 款公共下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費933万2,000円の増額でございます。これにつきましては、消費税でございまして、確定申告による納付額見込みの増でございます。

3 款 1 項 1 目の予備費でございます。854万9,000円の減額でございます。財源不足分を予備費で調整するものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第27号令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書30ページでございます。

議案第27号令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。第1条で歳入歳出予算の補正を定めてございます。総額に歳入歳出それぞれ468万円を追

加し、総額を歳入歳出それぞれ11億1,271万6,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。

事項別明細書、4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。

5款1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金でございます。468万円の増でございます。過年度分の精算による追加交付でございます。

6ページ、7ページでございます。

歳出でございます。

4款1項基金積立金、1目の介護保険給付費支払準備基金積立金でございます。468万円の増でございます。介護保険給付費支払準備基金へ積立てするものでございまして、令和元年度追加交付金分を余剰金としまして積立てするものでございます。

なお、この補正後の基金残高につきましては、975万5,000円となる予定でございます。

続きまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。385万9,000円の増額でございます。これにつきましては、令和元年度国庫負担金の精算に伴う返還金でございます。

6款1項1目の予備費でございます。385万9,000円の減額でございます。償還金分を予備費で調整するものでございます。

以上、提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第7号までの一括上程、説明、付託

○議長（大西 智君） 日程第11、認定第1号令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の

認定についてから認定第7号令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 議案書33ページからになります。

認定第1号から認定第7号までを一括してご提案申し上げます。

まず、認定第1号でございます。令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

続きまして、34ページでございます。

認定第2号令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

続きまして35ページ、認定第3号令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

続きまして36ページ、認定第4号令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

続きまして37ページ、認定第5号令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

続きまして38ページ、認定第6号令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

39ページでございます。認定第7号令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

それでは、会計ごとに決算の収入額、支出額をご報告させていただきます。

最初に、水道事業会計でございます。

別冊で水道事業決算書というのがございます。この中の12ページをお開きいただきたいと思います。

概要でございますけれども、中段に財政の状況についてという欄がございます。

まず、収益収支でございますが、収入が2億5,869万9,802円、支出が2億5,513万1,209円、当年度純利益につきましては、356万8,593円となっております。資本的収支でございますが、収入が1億580万円、支出が1億5,184万4,853円となっております。差引きの実質不足額4,604万4,835円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しているところでございます。

続きまして、一般会計及び特別会計の決算額でございます。

別冊で、各会計決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書というのがございます。この中の43ページからになります。実質収支に関する調書というのがございます。これにより、収支の状況のみご説明させていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入が72億9,004万3,000円、歳出が71億7,387万7,000円、差引きが1億1,616万6,000円で、繰越明許額が899万4,000円ございますので、実質収支としては1億717万2,000円となるものでございます。

続きまして、44ページでございます。国民健康保険特別会計でございます。

歳入が13億9,916万4,000円、歳出が13億7,555万6,000円、差引きが2,360万8,000円、繰越額はございませんので、同額が実質収支となるところでございます。

続きまして45ページ、公共下水道事業特別会計でございます。

歳入が6億8,302万6,000円、歳出が6億6,781万円、差引額が1,521万6,000円、繰り越しはございませんので、実質収支額が同額となります。

続きまして、介護保険特別会計でございます。

歳入が11億1,461万9,000円、歳出が11億1,076万1,000円で、差引きが385万8,000円、繰越額がございませんので、実質収支額が同額となります。

続きまして47ページ、簡易水道事業特別会計でございます。

歳入が9,808万9,000円、歳出が9,571万1,000円、差引額が237万8,000円でございます。繰越額がございませんので、実質収支額が同額となるものでございます。

続きまして48ページ、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入が1億7,070万7,000円、歳出が1億6,442万7,000円、差引額が628万円、繰越額がございませんので、同額が実質収支額となるものでございます。

以上、各会計の総額の収支額のみ説明させていただきました。

この後、決算特別委員会が設置され、審議いただく予定ということでございますので、決算内容の詳細については、決算特別委員会の中でご説明をさせていただきます。

以上、一括してご提案を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件の各会計決算の認定につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任について、お諮りいたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することになりますが、議長並びに監査委員を除く全議員10名による特別委員会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議長並びに監査委員を除く10名による決算特別委員会とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

（午前11時46分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前11時56分）

◎正副委員長の決定

○議長（大西 智君） ただいま、決算特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたのでご報告いたします。

決算特別委員会委員長には五十嵐委員、副委員長には今野委員が選出されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時58分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

